

# 暴風，大雨，洪水，特別警報の対応

## 1 暴風・暴雪警報発令時の登下校

### (1) 「暴風警報」の発令の場合

- ① 午前6時00分までに解除されたときは，平常通り（8時15分）授業を行う。
- ② 午前6時00分を過ぎても解除されないときは，当日は授業を行わない。

### (2) 「大雨警報」か「洪水警報」だけ，または両方同時の発令の場合

- ① 原則として平常通り授業を行う。
- ② 状況によって，登校が危険と思われるときは，登校以前に授業の有無を決定し，学校より e-メッセージで各家庭に連絡する。
- ③ 必要に応じて中学校区の小中学校と連携を取る。

### (3) 登校後に，警報が発令された場合

学校より e-メッセージで下記の状況に応じた内容を各家庭に連絡する。

#### ① 「暴風警報」のとき

a 台風の中心位置，進行速度及び方向，発令時における気象状況等により判断し，全児童生徒を安全に帰宅させうると認められた場合は，当日の授業を中止して速やかに下校させる。教職員は方面毎に分かれ，引率下校する。 【通学団下校】

b 学校から遠隔に居住する児童生徒の帰宅について，戸外の通行等に危険を認める場合は，当該児童を危険がなくなるまで学校に残す。学校に残した児童は，校内の最も安全な場所に集め，その旨を家庭に連絡する。場合によっては引き取り下校とする。

#### ② 「大雨警報」か「洪水警報」のとき情報及び状況を把握し，必要と認めるときは下校させる。

## ※「特別警報」が発表された場合

### ①登校前に特別警報が発表されている場合 → 登校しない。

解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め，安全に登校させうると判断し授業を行う場合は，メールで連絡する。ただし午前6時を過ぎても解除されないときは，当日の授業は行わない。

### ②登校後に特別警報が発表された場合 → 原則として学校留め置きとする。

・直ちに授業・行事を中止し，災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応を行う。

・校内に留め置いた場合は，特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め，児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。下校ができると判断できた時点で，e-メッセージで引き取りの連絡をする。

【全員：引き取り下校】